

国際課税トピックス

1 企業会計及び商法等の動向

最近の企業会計審議会は、めざましい動きを見せている。例えば、平成9年6月に、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、平成10年3月に「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」及び「試験開発費に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、続いて、平成10年6月に、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」等を出し、平成10年10月には、「税効果会計に係る会計基準設定に関する意見書」、平成11年1月に、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を作成公表している。

商法も改正案が国会に提出され、企業会計における金融商品の時価評価導入に合わせて、商法は、市場価格のある金銭債権、社債、子会社株式を除く株式等に時価評価することができるよう改訂されることになる。また、持株会社等に関する独禁法の改訂等の規制緩和により、商法において株式交換制度等が創設され、税法においても、平成11年度改訂として、租税特別措置法に株式交換制度に係る規定が整備されている。

さらに、企業会計及び商法以外の分野における例としては、平成10年3月31日に、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」が成立して、事業用土地の再評価の期間が1年間延長され、公開会社は、土地再評価の損益であ

る再評価差額金を取り崩して株式消却を行うことができるようになった。

このような企業会計等の動向を巷間では会計のビッグバンと称するむきもあるが、これらの動向は、企業会計及び商法等の動向のみではなく、税法に対する影響も生じる事象である。

2 税法の動向

わが国の法人税は、平成10年度に大改訂を行い、割賦販売、工事進行基準等に係る改正、引当金等の整備縮小等を行い、法人税率を引き下げた。平成11年度は、引き続き法人税率を引き下げたが、この平成11年度の法人税及び所得税における税率引下げは、「経済社会の変化等に

会計・税務の

対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律に基づいて行われている。この法律は、所得税法及び法人税法の特例として定められている。

平成10年度及び平成11年度の法人税に係る税制改訂における上記以外の特徴は、平成10年度が、銀行持株会社に関する規定の創設、不動産の証券化等を行う特定目的会社、証券投資法人に係る規定の整備創設であり、平成11年度が、既に述べた株式交換制度に係る規定の創設である。

そして、金融商品に関する企業会計及び商法

Topics of International Taxation

の改正の動向が明らかになったことから、法人税法等は、有価証券の時価評価に係る規定を整備する必要に迫られることになり、さらに、税効果会計に関する対応・検討も視野に入れることになろう。

来年度（平成12年度）は、平成11年の税制改正において俎上に載った連結納税申告制度導入の問題がクローズアップされることになる。連結納税申告制度は、平成11年度自由民主党税制改正大綱によれば、平成13年度（2001年）を目指して導入すべく準備に着手することになっている。しかし、どのような制度になるのかはさておき、平成12年度中に連結納税申告に関する検討が進められることは明白であろう。

か、電子商取引の拡大により現行の税制がどの程度に蚕食されるのか、現行の租税条約等を基礎とした国際税務のフレームワークが改良存続するのかあるいは新しい概念等が導入されるのか等々であろう。

まとめると、これらの動向に共通することは、わが国における法制度等を国際的基準に合致する法令等に改正・整備することである。これまでもあれば、長期間の検討を要する事項が、ここ数年間では、早急に結論が導かれて、法令等として規定されることになる。ここにおいて定まるであろう枠組みは、その後将来にわたり影響することから、その動向を注目し続けることが必要であろう。

ビッグバン

この連結納税申告制度が導入される場合、その内容により影響度が相違するが、上記に述べた株式交換制度、金融商品の時価評価等の規定が連結納税申告に係る規定と相互に関連性を有することになり、法人税法等が、従来の規定から改正により膨らんだ部分により、連結納税申告制度をより複雑なものにすることになる。

また、国際税務の分野では、ここ数年間に、電子商取引に係る税務が、電子商取引の拡大に呼応して、具体的な課税問題として浮上することになろう。その論点となる諸点は、電子商取引に係る課税の世界的な規制が持ち出されるの

日本大学教授

矢内一好